

平成20年第1回東大和市議会定例会会議録第10号

平成20年3月27日(木曜日)

出席議員 (22名)

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	長瀬りつ君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田貢君	14番	石川庄太郎君
15番	関田正民君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (4名)

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	三浦文一君

出席説明員 (18名)

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
収入役	岸永通君	教育長	佐久間栄昭君
企画財政部長	浅見敏一君	総務部長	渡辺和之君
総務部参事	並木俊則君	市民部長	北田和雄君
生活環境部長	木内和郎君	福祉部長	榎本豊君
都市建設部長	氏井博君	学校教育部長	並木清志君
社会教育部長	窪田きく江君	財政課長	関田新一君
職員課長	田代雄己君	総務部副参事	溝呂木公一君
管財課長	広沢光政君	保険年金課長	関口順孝君

議事日程

- 第 1 第 1 号同意 東大和市教育委員会委員の任命について
- 第 2 第 2 号同意 東大和市教育委員会委員の任命について
〔総務委員会審査報告 日程第3～日程第4〕
- 第 3 第17号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例
- 第 4 20第 2号陳情 市民への予算説明会開催を求める陳情
〔厚生文教委員会審査報告 日程第5～日程第10〕
- 第 5 第16号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例
- 第 6 第35号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 20第 1号陳情 東大和市国民健康保険税の改定に関する陳情
- 第 8 20第 6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情
- 第 9 20第 4号陳情 (仮称) 東大和市総合福祉センター基本計画(案)の見直しを求める件に関する陳情
- 第10 20第 5号陳情 (仮称) 東大和市総合福祉センター建設に関する陳情
〔建設環境委員会審査報告 日程第11～日程第12〕
- 第11 19第11号陳情 絶対高さ制限案の見直しに関する陳情
- 第12 20第 3号陳情 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情
〔予算特別委員会審査報告 日程第13～日程第19〕
- 第13 第 7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算
- 第14 第 8号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第15 第 9号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計予算
- 第16 第10号議案 平成20年度東大和市老人保健特別会計予算
- 第17 第11号議案 平成20年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第18 第12号議案 平成20年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第19 第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第20 第20号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議事日程第9号追加の1 第36号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 第21 議第1号議案 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書
- 第22 議第2号議案 在沖縄米海兵隊員による性的暴力事件に抗議し、再発防止のための抜本的対策を求める決議
- 第23 議第3号議案 嫡出推定に関する民法改正とさらなる運用見直しを求める意見書
- 第24 議第4号議案 東大和市議会広報委員会設置規程
- 第25 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第25まで

午前 9時48分 開議

○議長（佐村明美君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（佐村明美君） 日程第1 第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾又正則君 登壇〕

○市長（尾又正則君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、東大和市教育委員会委員を任命することにつきまして議会の同意をを求めるものであります。

御提案申し上げました佐久間栄昭氏は、平成18年7月1日から教育委員会委員として就任しておりますが、今までの経験を生かし引き続き東大和市教育委員会委員として任命をいたしたく、ここに提案申し上げるものでございます。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾又正則君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決めます。

日程第2 第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（佐村明美君） 日程第2 第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾又正則君 登壇〕

○市長（尾又正則君） ただいま議題となりました第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、東大和市教育委員会委員を任命することにつきまして議会の同意を求めるものであります。

このたび東大和市教育委員会委員の並木周蔵氏から、平成20年3月31日をもって辞職をしたい旨があったことから、新たに武石修一郎氏を任命するものであります。

主な経歴を申し上げますと、昭和62年東海大学体育学部を卒業され、その後武石整骨院に就職し、現在は武石整骨院副院長に就任されております。また現在東大和市社会教育委員に就任されておられます。

以上のことから、広い見識を有し人望も厚く、また小学生のお子さんをお持ちで、保護者の立場からの目線もあることから武石修一郎氏が適任と考え、東大和市教育委員会委員として任命いたしたく、ここに御提案申し上げます。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾又正則君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○5番（長瀬りつ君） たしか社会教育委員をなさってらっしゃるというふうに思うんですが、任期は4月30日までででしょうか。教育委員が兼任をするというのは好ましくないというふうに思いますので、教育委員会——教育のことを一生懸命やっただくためにも、ぜひ——社会教育のほうの任期が切れるということもありますが、そういう意味ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。実際に兼任している教育委員さんもいらっしゃるようですから、その辺について市側の考えを伺いたいと思います。

○市長（尾又正則君） 長瀬議員のおっしゃるとおりで、基本的には本人は教育委員に就任した段階でもって社会教育委員はやめるというふうに私は思っておりますし、そのように指導します。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 第17号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例

日程第4 20第2号陳情 市民への予算説明会開催を求める陳情

○議長（佐村明美君） 日程第3 第17号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例、日程第4 20第2号陳情 市民への予算説明会開催を求める陳情、以上議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、総務委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 関田正民君 登壇〕

○15番（関田正民君） ただいま議題に供されました第17号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例につきまして、総務委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は平成20年3月17日に開催し、説明員に関係部長の出席を求め審査を行いました。

質疑は次のとおりです。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに審議に入りました。

14条の休暇の種類についてですが、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、四つに分けられているが、他の自治体と地方自治体みんな同じかの問いに、今まで規則、条例等でまちまちに構成していたものを一本化してそろえようと4種類に整理したものです。国、東京都も構成は同じです。ただし特別休暇の数は違います。特に今回は少子化対策あるいは子育て支援、このような観点から新たな休暇として新設しました。妊娠症状対応休暇、これにつきましては26市中まだ8市しか実施しておりませんとの答弁がありました。

次に、今回の条例で対少子化、それから子育てということ支援することはいいことだと思います。そこで市民感覚ということでお聞かせください。夏季休暇という制度、一応7月、8月、9月で5日間とるようになっていますが、私の感覚から言いますと20日間の休暇の一部ではないか。人によっては夏に休みたい人もいます。また冬に休みたいと思う人もいます。でも10月、11月、12月の3カ月に5日間の休暇が特別にもらえるかという

と、そういう制度にはなっていない。夏だけに与えるというのは、一部市民から見ればちょっとずれているんじゃないか、そのように思います、御意見をお聞かせくださいとの問いに、確かに冬に休暇をとりたいという職員もいると思います。でも夏季休暇が社会一般に普及して定着している。平成3年から導入され、特に盆などにおいて帰省等によって休暇が広く普及してきている。また民間でも夏季休暇が一般的に広がっていることから、公務員についても夏季休暇において心身の健康の増進という意義があり、認められた導入経過です。また冬季についても特別休暇を与えるというのは現状では難しいと、民間とは違うと思っています。そこで冬季について年間20日の休暇で対応しているのが現状です、との答弁がありました。

次に、サービス残業というものについての報道が多くなっていますが、東大和市においてはこうしたサービス残業があるかの問いに、組合としては実態調査をしてほしいという要望があります。残業というのはきちっと管理職が職務命令を発し、それによって残業をし、その報告が職員課に上がってきて支払いをする、これが基本的なルールになっています。現状ではルールに沿ってやっており、サービス残業はしていないと認識していますとの答弁がありました。

次に、今回の条例で職員の休日、休暇、勤務時間をきちっと精査することで、心身とも良好な状態を保ちながら市民サービスの充実に努めていると評価しています。またその一方で公務員の仕事、勤務の実態のあり方について、非常に厳しい目も向けられていることも事実だと思います。特に最近マスコミで報道されている京都市、大阪市の例で、職員の中抜け問題、勤務しているということにしておきながら他のことをやっている。労働組合の活動をやっている、また中抜けをして私的なことをやっている。休暇制度があるのですから、きちんと届け出さずれば済むのに、それを勤務したことにしてほかのことをやっている。ここに問題があるわけで、そういうことをこの条例改正を通じてどういうふうな考えを持たれたのかの問いに、市民からも厳しい目で見られているのは当然承知しています。京都市、大阪市の事例もありましたけど、当市では今まではありませんでした。この条例化により、この辺はきちっと徹底したいと思っております。

質疑を終了し、討論を終了し、第17号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例、本案を原案どおり可決と決しました。

次に、20第2号陳情 市民への予算説明会開催を求める陳情の審議に入りました。

朗読が終わり、財政状況が厳しくなっていることは我々は認識しているが、まだ市民の多くは余り認識していないようにも思える。そこで市民に対してどのように予算や財政状況を説明しているのか、また市民から予算や財政状況についての説明要請等が過去にあったか、またどのような対応をしてきたかとの問いに、財政状況についてでございますけど、市報、ホームページを通じて、まず年2回は財政状況の公表という形で、市民にそれぞれ半期ごとの財政状況についての説明をしています。また予算についても、3月に新年度予算が編成された後、4月に事業についての内容説明を、市報を通じてあるいはホームページを通じて状況説明をしています。また予算や財政状況についての説明要請等が過去にあったか、また対応についてであります、17年度に5月に1回、18年度、5、6月の合計3回、19年度は秋11月に1回と出前講座の要望をいただきました。また今後については出前講座、多摩湖塾が19年度からできましたので常にお知らせできる体制になっています。市民の皆さんに十分に説明したいと思っておりますとの答弁がありました。

委員から質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が出され、20第2号陳情 市民への予算説明会開催を求める陳情を趣旨採択と決しました。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第17号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

20第2号陳情 市民への予算説明会開催を求める陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

日程第 5 第16号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例

日程第 6 第35号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 7 20第1号陳情 東大和市国民健康保険税の改定に関する陳情

日程第 8 20第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情

日程第 9 20第4号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センター基本計画（案）の見直しを求める件に関する陳情

日程第10 20第5号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情

○議長（佐村明美君） 日程第5 第16号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例、日程第6 第35号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第7 20第1号陳情 東大和市国民健康保険税の改定に関する陳情、日程第8 20第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情、日程第9 20第4号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センター基本計画（案）の見直しを求める件に関する陳情、日程第10 20第5号陳情 （仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、以上議案2件、陳情4件を一括議題に供します。

以上6件につきましては、厚生文教委員会委員長、下条 学議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 下条 学君 登壇]

○20番(下条 学君) 平成20年第1回東大和市議会厚生文教委員会の報告を行います。

ただいま議題に供されました第16号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例、第35号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、20第1号陳情 東大和市国民健康保険税の改定に関する陳情、20第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情、20第4号陳情 (仮称) 東大和市総合福祉センター基本計画(案)の見直しを求める件に関する陳情、20第5号陳情 (仮称) 東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、以上議案2件、陳情4件につきまして厚生文教委員会の審査経過及び結果を御報告いたします。

本委員会は平成20年3月13日に開催し、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

まず第16号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例につきましては、提案理由の説明が本会議において終了しておりますので、すぐに質疑に入りましたが、質疑なく討論に入りました。

討論として、この制度は高額な保険料を高齢者に押しつけ、さらに2年ごとに保険料が値上げされる制度となっている。差別医療を持ち込み、高齢者の方々に必要な医療を施さない、医療費を抑制するという制度であるとの反対討論がございました。

討論を終了し、採決を起立採決により行い、起立多数により本議案を原案どおり可決と決しました。

次に、第35号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査の報告を申し上げます。

提案理由の説明は本会議において終了しておりますので、直ちに質疑に入りました。

国保税の値上げを今年度に前倒しをして踏み切った根拠、第3次行政改革大綱との整合性についての質疑に対し、第3次の行革は21年度を目標に置いて進めているが、今年度予算編成に当たり歳入歳出の収支が大幅に不足しており、財調がない中、繰出金について国保の赤字補てん分を一定額削減させていただいたとの答弁がありました。

また同様の質疑で、一般会計の穴埋めのために国保会計へ回したのではないかと、低所得者対策や市民への周知もなく大幅な値上げを行う理由と、一般会計の見直しをするべきではないかと、内部努力、市民への告知と理解、最終的には議会への責任転嫁ではないかと質疑に、国保会計の現状と仕組みの説明がありました。各市も一般会計からの繰り入れで対応しているが、この繰り入れを今後どのようにしていくかが課題となっている。一般会計の見直しでは、予算編成に当たり人件費の削減、補助金の削減、扶助費についての見直しを行ってきたが、3億円というものを生み出すことができず、また三多摩では一番赤字繰り出しが大きい市であり、この内容で予算編成させていただいた。市民への告知、周知については、国保運営協議会からの諮問、答申、議会への説明をして、議会の審議を経た後、4月に入ってから納税通知書が送られる6月中旬ぐらいまでの間に周知に努めたいとの答弁がありました。

一般会計からの繰入金不足がわかった時期、予算査定で積み上げたが足りなかった、市長の責任で国保税の改定を行ったのかとの質疑には、1月の下旬、2月に近い段階で歳入不足、繰り出しを抑制せざるを得なかったというところに至った。国保を平成12年から7年間上げていなかった。これは市民に負担をかけない、これはあくまでも内部努力をして負担をかけないという形でやってきたが、ここにきて特別会計へ一般財源からできないと、そういう形の中での責任だという答弁がございました。

質疑中2名の議員より委員外発言を求められましたので、委員外発言を許可し質疑を行いました。

内容は、1、国保税の改定について1月21日の国保運営協議会への諮問と2月7日の答申が出ているのに、国保税の改定の市民への通知がなされなかった点。2、2月14日に行ったプレス発表では、この国保税の改定を発表しなかった点。3、市長が説明をしたとする市民への説明は、いつどこでだれに説明をしてきたのかとの質疑に対し、1として、今後は答申があったときには説明会を開き、市民へのPRに徹してやりたい。2については、資料を配布しているので今までどおりその中で質問があれば、主管部長が質問を受け、お答えをすることになっているとのこと。3については、1月21日から3月12日の間、約37回の公的会合がありました。そのほかにも私的な会合はあったが、その中で財政が厳しいという形で説明したと市長本人は言っております、との答弁がございました。

また東大和市財政の財政力指数について、財政力の点から3億3,000万円からの負担増については、一般会計の組み替えをするべきではないかとの質疑に対し、東大和市の扶助費70億円の例を挙げ、財政力指数が1.0であるから健全な運営ができるということではなく、事業を最大限見直した中で、もうこれ以上削減が望めないとのことで赤字繰り出しをしている分、これについては今回3億3,000万円、税に置きかえる部分としたとの答弁がございました。

質疑終了後に修正動議が提案をされ、修正案の資料配布、提案理由の説明を行い、修正案についての質疑を行いました。

修正案の内容について、今回の19%値上げに対し修正案の9.4%の値上げの修正に対しては、影響額、足りない財源の調達方法は市長のやり方を免罪することになるのではないかと。経済的基盤が極めて脆弱な国保加入者の層に押しつける問題がある。2年間に分けてこれを値上げすることによって、市民がこれ以上これを支払えるのか等の質疑がございました。急激な市民の負担の増加を避けるため経過措置を入れた。確かに財源不足が生じていると思われましても、対策については執行部側に検討していただきたいとの答弁がございました。

質疑を終了し原案及び修正案の討論を行いました。

今回の値上げは余りにも唐突過ぎるため撤回すべき。市民の生活が大変厳しくなっているという状況のもとで、これ以上の負担を市民に押しつけることは許されない。市民不在のやり方だ。一般会計が現状で国保会計にそのしわ寄せをする形になるというのは不適切な財政判断と思われる。市民に負担を求めるのは無責任と考え、3委員の方より原案及び修正案に反対の討論がございました。

討論を終了し、第35号議案 東大和市民健康保険税条例の一部を改正する条例の修正案について起立採決を行いました。起立少数のため、修正案は否決されました。

次に、原案の採決を起立により行いました。起立なし、本案を否決と決しました。

次に、20第1号陳情 東大和市民健康保険税の改定に関する陳情、20第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情の2件を一括議題として審査いたしました。

2陳情の朗読を行い、質疑を行いました。

質疑なく、討論なく、採決を起立により行った結果、賛成多数、20第1号陳情 東大和市民健康保険税の改定に関する陳情を採択と決しました。また20第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情は、採択と決した20第1号陳情と趣旨が同様として、みなし採択と決しました。

次に、20第4号陳情 (仮称) 東大和市総合福祉センター基本計画(案)の見直しを求める件に関する陳情

及び20第5号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情の2陳情を一括議題として審査しました。

陳情の朗読後、質疑を行いました。

総合福祉センターのコンセプトの明確化と市民懇談会の意見をどのような基準で事業案に反映させてきたのか、また反映できなかったものに対して今後どのように扱っていく予定なのか、基本計画案の説明は市民懇談会の皆さんへされているのか、この案の意見を聞く機会を行政として責任があるのではないかと質疑に、総合福祉センターは障害者、高齢者、児童に限らず市民全体に広く開かれた総合的な社会参加、交流、情報の場の拠点として事業を実施する。基本計画の中において第三次地域福祉計画や第1期の障害福祉計画の考え方を実現し、安全で快適でだれにも使いやすい施設づくりの考え方を位置づけた。基本計画案の市民説明会、意見聴取に努めてきたが、今後は検討委員会の結果を市長に報告し、次の計画、設計の段階においても、その都度意見を聞く場を設けていくことになっているとの答弁がございました。

議会の意見はいつ聞くのか、一般質問ありきで質問がなければどうなるのか、また箱物ありきで、それに福祉の考え方が進んでいる。福祉をどういうふうと考えているのかとの質疑に、一般質問をしなければその意見を聞かないとかはありません。議員の説明の場としていつとるかとの機会を改めて検討し、こういう場を設定したいと話がありました。箱物につきましては、何が事業で必要か、予算上上限がありますので、20事業の要望があった中でやれる事業が11事業だった結果であったとの答弁がございました。

この2件の陳情に対し質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択をとの動議が提出され、採決の結果、20第4号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画（案）の見直しを求める件に関する陳情は、趣旨採択と決しました。20第5号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情は、20第4号陳情が趣旨採択と決しましたので、みなし趣旨採択と決しました。

以上、厚生文教委員会に付託されました審査報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らい願いますようお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 下条 学君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第16号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第35号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

20第1号陳情 東大和市国民健康保険税の改定に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

○議長（佐村明美君） 20第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情、本件は20第1号陳情が採択とされたことにより、みなし採択と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

20第4号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画（案）の見直しを求める件に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

○議長（佐村明美君） 20第5号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、本件は20第4号陳情が趣旨採択されたことにより、みなし趣旨採択と決します。

日程第11 19第11号陳情 絶対高さ制限案の見直しに関する陳情

日程第12 20第3号陳情 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情

○議長（佐村明美君） 日程第11 19第11号陳情 絶対高さ制限案の見直しに関する陳情、日程第12 20第3号

陳情 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情、以上陳情2件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、建設環境委員会委員長、関田 貢議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 登壇〕

○13番（関田 貢君） ただいま議題に供されました19第11号陳情 絶対高さ制限案の見直しに関する陳情及び20第3号陳情 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情、以上2件、審査経過と結果を御報告いたします。

初めに19第11号陳情 絶対高さ制限案の見直しに関する陳情ですが、本陳情は去る2月18日、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

主な質疑と説明の内容を御報告いたします。

まず絶対高さの制限に関する見直しのスケジュールについての質問に対しましては、これまで11月に市民説明会を行い、まちづくりニュースを市報に折り込んでスケジュール等も掲載した。当初の事務局案では、平成19年11月、12月で市の都市計画審議会あるいは東京都の事前協議を進めながら、平成20年1月に都市計画案の公告、縦覧、また市の都市計画審議会を経て3月に都市計画決定と告示の予定であったが、陳情が提出されたことで、その結果を待って東京都との協議を進めることになっているので、少し予定がおくれる状況であるとの説明がありました。

また陳情の中に「市役所の担当課と話し合いを継続中である」と書いてあるが、どのような話し合いがされているのかに対しては、陳情者である管理組合の代表者の方々と11月の市民説明会と前後して、都市計画決定に至る考え方等を説明をした。2月14日には現状がどうなのか十分時間をとって市の考え方を説明し、御理解をいただけたと思うとの答弁がありました。

また芝中団地一帯を高さ制限、17メートル制限をかけると認識しているが、今建ぺい率は50%、容積率は150%なので絶対高さの高度指定がないとするならば3倍の容積の建物が建てられるのかとの質問に対し、都市計画法の1団地の住宅施設で決定されている制限があり、容積的にかなり低い容積で建てられているので、1団地変更すれば希望のような建て替え面積程度のものは確保できるのではないかと考えている。しかし1団地の住宅施設の計画の中では建ぺい率は20%以下、容積率は50%以下、建物の階数は5階建て、住宅戸数は1,290戸という計画が定まっているので、今後建て替え計画をつくる場合には1団地の住宅施設の変更も検討しながら建て替え事業を進めないと、今想定しているような規模の建て替えはなかなか難しいとの話は管理組合にも伝えてあるとの説明がありました。

また1団地の変更をしなければ高さ制限だけを外したとしても、1,290戸を超える戸数の建て替えはできないということかとの質問に、変更をしないとできない、絶対高さを定めることは設計の自由度を限定することになるが、団地建て替えを直接阻害するものではない。

また今は17メートル制限を検討しているが、この高さ制限は状況が変わっても将来的にこのまま続けていくのかについては、手続的には東京都と協議して変更ができないということではないとの答弁がありました。

さらに芝中団地の戸数は分譲が300戸、賃貸しが986戸で計画決定の1,290戸以上はふやせないということか、また陳情を出されているのは分譲だが、賃貸しの方たちとの関係で戸数をふやせないこともあるのかとの質問に対して、1団地の住宅施設の都市計画を廃止ないし変更しなければ、1,290戸の枠は免れないとの説明がありました。

また絶対高さ制限を指定した場合、何が影響するのかに対しては、高さ制限を定めるということは切り離して、今ある芝中団地を更新するという認識のもとに、1団地の住宅施設の都市計画を廃止して地区計画に移行する、あるいは1団地の住宅施設の都市計画のまま容積率の枠組みをふやすとかの変更ないしは廃止に向けた検討は進めている。また建て替えなどの場合、住民同士の合意が得られないで建て替えができない事態がよくあるが、住民との話し合いを市は把握しているのかについては、管理組合さんのほぼ総意であるとの考え方を聞いているということでありました。また1団地が1,290戸で指定されているので、現状では分譲300戸しか建て替えられないということだが、賃貸の方も一緒に地区計画をどうしていくかというときに、高さ制限をもう少し緩和してほしいということは可能なのかについては、それなりの手続があつて協議が調べば可能であるということでありました。

確認として、戸数をふやして建て替えをすることは高さ制限を実行しても可能と理解していいのか、またその建て替えは都市計画を変更しない限りできないということかに対して、1団地の都市計画の制限を外せば建て替えは可能だと思うとのことでありました。

また市のほうも管理組合に積極的に説明、または理解をいただくようお願いできないかに対しては、協議があればできる限りわかりやすく丁寧に説明したい。

最後に、まちづくりの観点で住民と一体となってこの問題を解決していかないと、まちづくり全体が今後課題を残してしまう、今後の取り組み方について十分検討していただきたいとの要望について、協働のまちづくりは非常に大切なことだと考えている。機会あるごとに市のほうでも説明をさせていただくことを基本方針としているとの答弁がありました。

以上、質疑、討論を終了して、採決の結果、19第11号陳情 絶対高さ制限案の見直しに関する陳情は不採択と決しました。

次に、20第3号陳情 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情につきまして、審査経過と結果を御報告いたします。

本陳情につきましては、3月14日、副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

主な質疑と説明の内容を御報告いたします。

東大和市における害を及ぼす動物の種類と被害状況についての質問に対しては、東京都が平成18年度に調査しているが、東大和市ではタヌキによってトウモロコシ、トマトが食べられている。被害面積70アール、被害量7トン、被害金額は約160万円と聞いている。

また、わなを仕掛けたことはあるのかに対しては、平成19年6回ぐらい箱わなを仕掛け、4頭ぐらいのハクビシンとタヌキを捕獲したと聞いている。

市は特措法に基づく被害防止計画をつくる予定はあるのかに対して、特措法の中心はイノシシとかクマが中心なので、東大和市に関してはそういう鳥獣被害がないので予定はない。

また特措法の中では、市町村が独自に計画を立て、猟銃の許可を取得する場合は行政が負担をすると書いてあるが、猟友会とかの現状を把握しているのかについては、東大和市の猟友会とかは把握していないとのことでありました。

また東大和市でも宅地化が進んでハクビシン、タヌキの被害は想定できる。特措法による防止計画まではいなくても何か考えていないのかについては、緑地をできる限り保存することで野生動物が生息できる環境を整備することになると思う。またタヌキは貯水池に2カ所ほど生息している。場合によっては農地に出てくる

可能性がある。

農家の方々にとっては農作物被害が一番の課題であるが把握しているのかに対しては、平成18年度にタヌキが出てきてごみを食い荒らす苦情が7件、ハクビシンが4件あった。タヌキの生息は把握している。地域のボランティア団体によって武蔵野の雑木林を守るということで、広葉樹林にして食物連鎖をもとに戻して自然動物の回帰を図っているところであるとの説明がありました。

また東大和市の自然環境はどの程度破壊されているのかについては、狭山緑地の買収事業を昭和60年から順次進めている。貯水池の中はほとんど手を加えていないので、自然的に針葉樹林に変わって原生林化してしまう。現在ボランティア団体の方が一定の手入れをして、植生が戻り野生動物が戻るという観点に着目して努力しているとの説明がありました。

またハクビシン、タヌキは向原の都営団地の跡地にいる。そういう計画も今後東大和市でつくる考えはないのかについて、タヌキ、ハクビシンも鳥獣に該当する。被害が発生しているという部分では何らかの対策は講じる必要があろうかと思う。

最後に、陳情は被害防止計画作成に当たって専門家や自然保護団体を入れて作成することとある。東大和市でもぜひそういう委員を入れてよく検討されたいとの質問に対して、被害があることは事実なので、農家あるいはよく御存じの方等の意見を聞きながら対策を検討していきたいとの答弁がありました。

以上で質疑、討論を終了し、趣旨採択されたいとの動議が提出され、直ちに採決の結果、20第3号陳情「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情は、趣旨採択と決しました。

以上、建設環境委員会に付託されました陳情2件の審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

19第11号陳情 絶対高さ制限案の見直しに関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（佐村明美君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

20第3号陳情 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

日程第13 第7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算

日程第14 第8号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第15 第9号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第16 第10号議案 平成20年度東大和市老人保健特別会計予算

日程第17 第11号議案 平成20年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第18 第12号議案 平成20年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第19 第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（佐村明美君） 日程第13 第7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算から、日程第19 第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算まで、以上7議案を一括議題に供します。

以上7議案につきましては、予算特別委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

〔予算特別委員会委員長 関田正民君 登壇〕

○15番（関田正民君） ただいま議題に供されました7議案につきまして、予算特別委員会の審査結果を御報告を申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し結果のみを御報告いたします。

本委員会は、3月18日、21日、24日の3日間にわたり付託されました第7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算及び第8号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算から第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算までの6特別会計予算について審査をいたしました結果、一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算以外の5特別会計予算を可決と決し、国民健康保険事業特別会計予算を否決と決しました。

なお一般会計予算の審査において予算の組み替え動議が提出され、賛成少数で否決されたことを申し添えます。

以上で予算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

[予算特別委員会委員長 関田正民君 降壇]

○議長（佐村明美君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時36分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

[3番 尾崎利一君 登壇]

○3番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。一般会計予算に反対し、下水道事業特別会計予算に賛成、それ以外の国民健康保険事業特別会計予算、老人保健特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算、介護保険事業特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で、日本共産党を代表して討論を行います。

妊婦の無料健診の5回への拡充や前立腺がん検診、骨粗鬆症検診など市民要求が予算案に計上されました。市民の粘り強い運動の成果として評価します。

また尾又市長が現憲法について、平和と民主主義を基礎に置いた非常にすぐれた憲法、世界の憲法の規範と評価したことは重要です。

さて、今議会での審議を通じて市民の暮らしは厳しさを増していることが明らかになりました。市の資料でも平成17年と19年では給与所得者で4万4,000円余り、その他の所得者で26万4,000円余り所得が減少しているにもかかわらず、定率減税廃止などによる増税と医療や介護などの負担増が市民生活を襲っています。尾又市長も8年続けて自殺者が3万人を超えていることを挙げてこのことを認め、とりわけ高齢者の生活が困難になっていると指摘しました。市民の暮らしをどう支えるのか、このことが市政の最大の課題になるはずで、ところが予算案は、課題にこたえるどころか逆に市民生活に一層の困難を持ち込むものになっています。

第1に、国民健康保険税の大幅値上げです。市は財政が苦しいので国保特別会計への赤字繰り出しを4億4,000万円近くも削減するとし、このため国保税を19%、平均で1人当たり1万2,600円も値上げする条例を今議会に提出しました。値上げによる市民負担増は3億3,400万円とされています。給与収入年99万円の4人家族が8万5,000円、営業所得266万円の4人家族で31万6,000円もの金額を国保税だけで支払わなくてはならないこととなります。現実に払い切れると市は考えているのでしょうか。市の説明資料によっても、国保加入世帯の54%が年所得150万円以下、65.9%が200万円以下です。市財政困難のしわ寄せを経済的基盤の脆弱な国保加入世帯に押しつけるものにほかなりません。市民生活を守るといふ自治体の最大の責務をほうり投げる本末転倒なやり方です。しかも国保会計への赤字繰り出しを減らすために、健康診断事業を徹底するなどして医療給付を抑制する努力を市がどれだけしてきたのか全く示されていません。市民だけに負担を押しつける一方的なやり方です。日本共産党は国民健康保険税の大幅値上げに断固反対です。先ほど本会議において国保税の値上げ条例案が否決されました。当然のことです。国保税値上げを前提に、国保会計への繰り出しを4億円も削減した一般会計予算案は既に成り立ちません。

第2に、第3次行政改革で打ち出された値上げが、国保税も含めて保育料、事業系ごみ処理手数料など、なし崩し的に1年繰り上げて強行されるというとんでもない予算です。保育料は所得税額によって決まる仕組みになっています。定率減税の廃止によって、所得が同じでも所得税額がふえ保育料が上がってしまうのです。子供を預けている世帯の4分の1、338世帯が影響を受け、年間2,848万円の収入増を市は見込んでいます。平

均で1世帯当たり年8万4,000円を超える保育料値上げが、子育てで苦勞されている方々を襲います。また事業系ごみ処理手数料値上げは、183事業所で2,700万円、1事業所当たり年間15万円近い値上げです。

第3に、今回予算大綱及び市長の施政方針で扶助費等の削減、縮減を打ち出したことは重大です。扶助費とは、社会保障制度の一環として生活保護法や児童福祉法または老人福祉法など国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため独自の施策において支出するものがあり、現金、物品を問わず被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹をなす経費です。福祉施策の根幹をなす経費の削減に市が踏み出したということになります。これは第3次行政改革大綱及び同推進計画でも掲げられていないことを正面から掲げて強行する暴走です。難病患者福祉手当条例が改悪され、234人の方々が月5,100円の手当を奪われます。その上に認定を厳しくしたり所得制限を設けることで、さらに多くの方が影響を受けると考えられます。手当の支給を打ち切られる方々の所得水準がどの程度か、手当打ち切りがどのような打撃を与えるのか、市は調査すらしていません。

第4に、非正規雇用の急増です。正職員の総勤務時間数は平成19年度と20年度、予算ベースで6万1,584時間減少しますが、臨時職員の総時間数は30万1,421時間から38万4,589時間に8万3,168時間ふえ、嘱託員の勤務時間も2万1,840時間ふえます。非正規雇用の急激な拡大が雇用破壊、賃金破壊、生活破壊をもたらし、社会不安を増大していることは明らかです。世論の批判と労働者の闘いに抗し切れず、大量の非正規雇用を抱えるキャノンなどの企業が正社員化の方向に踏み出すも、自治体が非正規雇用の拡大を率先して行うなどということはあってはなりません。

以上4点にわたって来年度予算の問題点を指摘しました。根本的には市長の政治姿勢が問われています。大企業は非正規雇用の拡大によって人件費を削減し、史上空前の大もうけを上げています。自民・公明政権のもとで、国は財界と一体となって非正規雇用の拡大のための規制緩和を進めるばかりか、優遇税制によって大企業には減税を大盤振る舞いし、生活破壊が進む庶民に増税と負担増、福祉切り捨てを押しつけています。市民生活を守るべき自治体の財政困難は、この一連の流れの中で起きている出来事です。国民生活破壊、福祉切り捨て、地方自治体切り捨ての自民・公明政治にきっぱりと反対し、市民生活を守る立場を明確にすべきです。

幾つか要望します。

総合福祉センター建設は、障害者や御家族を初め多くの市民に本来喜ばれるべきものです。市民の要求をできる限り反映した計画を目指し、市民合意を大切にして、市民に歓迎される施設として建設すべきです。

少人数学級や教材、設備などの教育環境整備を重視するよう要求します。学校の耐震化は早期に完了すべきです。

警視庁のグラウンドは、国有財産法と通達に基づいて市民への一般開放をかり取る条件があることが日本共産党の調査でわかりました。早期に貸し出しの実績をつくとともに、一般開放の実現に向けて精力的な交渉を求めます。

またこの調査で、警視庁が平成20年度中に未利用地のうち1万7,000平米を財務省に返すこともわかりました。米軍基地の返還跡地を東大和市が利用する場合、さまざまな優遇措置が通達で定められています。市として調査と交渉を早期に開始し、市民のために活用すべきです。

ちよこバスの運行路線の見直しについては、市民要求を反映したものとするよう求めます。1月1日から東大和市産業振興基本条例が施行されました。農業、中小商工業施策の予算拡充を求めます。

次に、土地区画整理事業特別会計について述べます。

本来この事業は、平成7年から14年に完了すべき事業でした。昨年露見した不祥事は事業費総額50億円に及ぶような大事業でありながら、その進行管理が行われず課長任せになっていたことを白日のもとにさらしました。市長を初めとした理事者、都市建設部長のこの重大な責任を市議会は指摘しましたが、市側はこの責任を認めません。毎年総務費だけで8,000万円かかる事業が無責任体制のもとで続けられ、市がその責任を認めないことは重大です。

介護保険事業特別会計について述べます。

介護保険は制度改悪のもとで、社会的介護という本来の理念がないがしろにされ、必要な介護が受けられなくなっています。3月24日付の東京新聞では、独立行政法人福祉医療機構の調査結果が紹介されています。規制強化や給付抑制で訪問介護事業所の減少が鮮明になっているというものです。市民が安心して必要な介護が受けられるよう抜本的な改善が必要です。

後期高齢者医療特別会計について述べます。

後期高齢者医療制度は75歳以上の方を勝手に後期高齢者と呼び、どうせ死ぬんだから金をかける必要はないと切り捨てるうば捨て山の制度です。具体的には高い保険料を押しつけ、しかも2年ごとに値上げを行う。さらに診療報酬を別建てにして必要な医療を受けられなくするものです。手直しによって解決できるものではありません。あくまで制度の中止、撤回を求めるものです。

以上で討論を終わります。

[3番 尾崎利一君 降壇]

[18番 中間建二君 登壇]

○18番(中間建二君) 公明党の中間建二でございます。私は公明党を代表し、平成20年度東大和市一般会計予算及び下水道事業特別会計予算から後期高齢者医療特別会計予算までの5特別会計予算に賛成し、国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

初めに、国民健康保険事業特別会計について反対の理由を述べます。

本特別会計予算は、平成20年度から国民健康保険税を平均19%もの増額を行う予定で歳入が組まれております。しかしこれほどの大幅な増額を行うには、国民健康保険事業の状況や増額改定を行う理由などの市民への周知が全く不十分であります。このことは今議会における一般質問や厚生文教委員会などで詳細に指摘をさせていただきました。国民健康保険税の増額改定を行うのであれば、その前提として市民の理解と協力を得る努力が不可欠であります。

さらに市民や私も議員が困惑したのは、昨年の4月以来、尾又市長が議会や市民に説明をしてきた市の財政状況と、今回の国保税の大幅増額改定の提案が全く整合性がなく、説明責任を果たしていないということでもあります。今回の予算案の前提となる国保税改定の内容が2月13日の予算大綱説明会の場で表明されて以来、多くの議員や市民が反発したのも当然のことです。結果的に本日、国保税改定のための条例案は否決となりました。このことの政治的意味を市長自身がしっかりと受けとめるべきであります。

よって、歳入の根幹をなす保険税の増額が見込めない以上、本特別会計は否決すべきであり、本案には反対いたします。早急に現行の税率で予算の編成を行い、新年度から国民健康保険事業が滞りなく実施できるよう取り組みを求めます。

次に、一般会計予算について申し上げます。

まず予算編成の手法について、市が今議会における国保税の大幅改定を提案するまでに至る経緯を考えれば、

予算編成方針に基づく予算案の作成が形骸化していると厳しく指摘せざるを得ません。

また今回のことで、図らずも予算編成作業の積み上げ方式の限界が露呈されたように感じます。国から地方への税源移譲があったとはいえ、財政調整基金が底をつき、歳入の伸びが見込めない中で歳出を抑制していくためには、これまでも指摘してきたように行政評価制度の手法を活用し、常に実施事業の効果と必要性、あり方などを見直しながら歳入に見合った歳出予算を作成する努力が必要であります。

また各部に責任と自覚を促すためには、各部に一定の予算編成権を持たせる枠配分予算の手法の活用も検討すべきであります。

さらに市が直接行う必要がある事業、民間活力を導入して実施する事業、市が行う必要性がない事業などを精査し、事業仕分けを行うなどの行政改革の取り組みを行うべきであります。そしてこれらの取り組みを行う中で当市が目指すべき方向性を市民に広く公表し、市民の御理解と御協力を得るための取り組みも必要であります。

予算編成方針に示されております全般的事項、歳入、歳出の取り組みについても決して十分に行われているとはいえません。特別職報酬の削減、職員人件費の削減などの歳出削減の努力は一定の評価をしますが、各団体への補助金の一律的な削減につきましては、その手法について批判の声が高まっております。各団体の活動状況等を詳細に評価しながら、公平、中立な補助金の交付ができるよう取り組みを求めます。

また施設管理などの民間委託の推進は全く不十分であります。より一層の努力を求めます。

個別の事業について申し上げます。

総務費の防犯対策事業費の中に、防犯ボランティア活動への支援が盛り込まれたことは評価いたします。安全、安心のまちづくりを最優先事項として青色回転灯パトロールカーを有効に活用するとともに、行政コーナーを活用した東大和市駅前の見守り活動もさらに充実できるよう取り組みを求めます。さらに東大和市駅前の交番設置が一日も早く実現できるよう市長のリーダーシップを求めます。

また平和事業につきましては、定着してきた平和広場での平和市民のつどいを継続していくためにも、市民団体や他の平和事業との連携も行うべきであると考えます。

民生費の総合福祉センター建設事業費につきましては、これまでの経緯を見る限り事業の必要性についての周知や市民懇談会の意見の取りまとめの方法等について不手際があったと言わざるを得ません。今後事業を推進するに当たっては、関係者は当然のこととして広く市民に理解が得られるよう取り組みを図るとともに、市民ニーズに合った事業の運営が行えるよう取り組みを求めます。

またあわせて老朽化しているみのり福祉園、あけぼの学園の今後のあり方についても早急に方向性を示すよう要望いたします。

衛生費の母子健康診査事業費につきましては、妊婦無料健診の回数を5回に拡充されたことを評価いたします。里帰り健診の実現に向けて関係市と調整を図るとともに、発達障害の早期発見、早期支援の取り組みにつきましてもより一層の努力を求めます。

また成人健康診査事業費において、各種がん検診が拡充されたことは高く評価いたします。新規に保険者に義務づけられた特定健康診査・特定保健指導の実施と十分に連携を図りながら、早期発見、早期治療につながるよう、また結果的に医療費総額の抑制につながるよう取り組みの充実を求めます。

農林業費のファーマーズセンター運営費につきましては、立地条件を生かして市内の農業振興はもとより産業振興全体につながるような施策の充実、検討を求めます。

土木費のコミュニティバス運行事業につきましては、より一層の収益の増額が図れるよう運行ルートの拡充を行い、より多くの市民の利便性が図れるよう取り組みを求めます。

また今年度中に開通予定の都市計画道路3・4・26号線の整備につきましては、新規の信号の設置など十分な安全対策を図る必要があります。青梅街道との接続部分の有効活用につきましても、商店街や市の玄関口としてのイメージアップを図るために、関係者と協議を行いながら事業の円滑な推進を求めます。

木造住宅耐震助成事業費が新規計上されたことは高く評価いたします。耐震改修促進計画の実行とあわせて着実な事業の実施を求めます。

消防費の災害対策事業費につきましては、自主防災組織の結成を促すための取り組みとして、防災器具の貸与のための経費が盛り込まれました。消防団との連携も視野に入れながら、地震災害に備えた体制づくりの強化を求めます。

教育費につきましては、学校図書館指導員の全校配置を前倒ししての実現など多くの事業が充実されたことを高く評価いたします。新たに小学校にも配置されるスクールカウンセラーの活動とあわせて特別支援教育の充実を図り、いじめ問題や不登校児へのより一層のきめ細やかな対応を求めます。

また小・中学校の施設整備につきましては、学校耐震化の取り組みを着実に推進するとともに、トイレ改修、雨漏り補修など環境整備の充実を求めます。

放課後子ども教室推進事業費につきましては、各学校のニーズを調査しながら学童保育の保留児が多い学校から優先的に配置できるよう取り組みを求めます。さらに一日も早く全校配置を完了させるとともに、学童保育との連携のあり方についても検討を求めます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

公明党が提言をしてきた下水道債における繰上償還の実施や資本費平準化債の活用で、一般会計からの繰入金金の抑制を図ったことを評価いたします。今後とも公共下水道への未接続世帯への働きかけをしっかりと行いながら事業の円滑な実施を求めます。

次に、土地区画整理事業特別会計について申し上げます。

昨年の不適切な補助金の交付があった問題が明らかになって以来、事業全体への不信感が高まっていることを危惧しております。残り数件となった移転交渉を誠心誠意を持って行い、早期に事業を完成させることが信頼回復の第一歩となります。一層の取り組みを求めます。

介護保険事業特別会計につきましては、特に介護予防の充実へ力を入れるとともに、介護支援ボランティア制度を導入するなど、保険料が過重な負担とならないよう制度の運営に工夫をする必要があります。また介護サービス事業者のサービス内容の実態についてもしっかりと監視、監督を行い、サービス利用者が不当な不利益をこうむることがないように取り組みを求めます。

新たに創設された後期高齢者医療特別会計につきましては、関係各位の御努力により保険料を結果的に当初の想定よりも低く抑えることができました。引き続き高齢者が安心して医療にかかれるよう国民皆保険制度を維持し、事業が円滑に実施できるよう関係機関への働きかけを求めます。

以上、平成20年度東大和市一般会計予算及び6特別会計予算についての公明党の考え方について申し述べましたが、最後にもう一言申し上げます。

世界的に有名な日本人の1人に、憲政の神様とたたえられ、言論の力で国家主義と闘い、日本国の繁栄と世界の平和との両面の理想を追求した政治家に尾崎弴堂先生がいらっしゃいます。彼の思想は、私ども公明党の

結党の理念にもつながっております。

彼が政治家として愛した論語の言葉に「政は正なり」とあります。つまり政治は正義をなすことであるとの意味であります。それは目的のためには手段を選ばない権力主義の政治ではなく、みずからの良心のままに道義と正義を貫く政治であれということでありました。国内政治についてもそうであり、世界に対しても道義、人道という道を踏み外しては結局失敗するという主張でもあります。

彼が憲政の父と呼ばれるゆえんとなったのは、大正の初め犬養毅らとともに闘った護憲運動にあると言われています。つまり彼は力と権謀術数の政治ではなく、公明正大なる議会政治をつくりたかったというのであります。

当時の政府にとっては、財政難を打開するための行財政改革が緊急の課題でありました。にもかかわらず時の政府は軍部と結託し、軍備の増強を画策、内閣は国民の期待を裏切っていました。このような事態に臨んで、国民生活を第一に考える彼の論点は明快でありました。「政治家に敵を陥れるための策略に費やす時間などあるものか、目下の課題に全力を挙げ、自分の行動には自分で責任を持って」この一点でありました。今この困難時にあって一体何をやっているのかという叱責であります。

国政、都政、市政ともに混乱の世を呈しております。しかし何が一番優先されるべきなのか、それはあくまでも国民生活であり市民生活であります。それが政治の第一の目的のはずであります。市民からの信頼をなくして政治も行政も立ち行くはずがありません。政は正なり——すなわち政治とは正義の実現なりとの尾崎角堂先生の叫びを、私も政治に携わる公明党の議員の1人として強く申し上げ、私の討論といたします。

[18番 中間建二君 降壇]

○議長（佐村明美君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時 4分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を続けます。

[22番 二宮由子君 登壇]

○22番（二宮由子君） 22番、二宮由子です。民主党を代表いたしまして、平成20年度東大和市一般会計予算及び東大和市国民健康保険事業特別会計予算、並びに東大和市土地区画整理事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

今定例会において代表質問に始まり、一般質問、常任委員会審査、予算特別委員会における審議に至るまで、国民健康保険税の値上げに対してはその撤回を求める意見が相次いでおります。しかしながらそうした中にもかかわらず、市行政は撤回はおろか激変緩和の修正すら示すこともせず、漫然と原案を推し進め今日に至りました。今回の国民健康保険税の値上げは、過去7年間も改定を行わなかったツケを一どきに市民負担をふやすことによって返そうとするものであり、なおかつ市民への周知も徹底されぬまま進められたものであることから、到底容認できるものではありません。

一般会計につきましては、（仮称）総合福祉センター建設に関しまして弾力的に対応するとの再三の御答弁にもかかわらず、具体策が何ら見えてまいりません。基本計画案が市民の意向に沿わないとの批判の中において、基本設計及び実施設計の予算を計上している以上、20年度にはそこまで進められるお考えに変化はないも

のと思われます。わずか3カ月しか猶予期間がない中で、市民の理解が得られるよう努力することはもちろんですが、どれほどのことができるのか危惧するところであります。みのり福祉園やあけぼの学園を含めて、今後の東大和市の福祉のあり方を総合的に考えていくべき重要な事業内容であるのに対し、大変に拙速であると考えます。

また今年13日に厚生文教委員会で否決された国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関連し、予算総括質疑において一般会計予算の修正などの可能性をただしたのに対して、今回はおろか本年6月定例会における補正まで否定をされたり、国民健康保険事業特別会計予算の修正までも否定し、暫定予算の可能性まで口走るなど、法的な問題はないにせよ、かたくなに殻に閉じこもり議会に対する誠意が感じられないのは非常に残念であります。

さらに土地区画整理事業特別会計予算につきましても、昨年発覚した不祥事に関連して行われた専決処分の取り消し行為や先の見えない事業内容などにかんがみても、この事業に対する不信感は募るばかりであり、いまだ容認し得るものではありません。

よって、平成20年度東大和市一般会計予算及び東大和市国民健康保険事業特別会計予算、並びに東大和市土地区画整理事業特別会計予算に反対するものであります。

以上、討論といたします。

[2 2 番 二宮由子君 降壇]

[1 1 番 押本 修君 登壇]

○11番(押本 修君) 11番、押本 修です。自民クラブを代表いたしまして、平成20年度一般会計予算ほか6特別会計につきまして賛成の立場で討論をいたします。

ここ数年来の日本の経済状況は、企業の収益が改善されるなど緩やかではありますが景気の拡大が見られるとされてきました。しかしながらここへきて、原油の高騰やバイオ燃料の増産による穀物相場の高騰が要因となり、消費者の生活を圧迫、早急な対応を迫られているところであります。

さて当市におきます平成20年度予算であります。財政状況の厳しい中、限られた市税収入とこれ以上の基金の取り崩しができないという状況におきまして、第3次行政改革大綱等の実施による効率的な行政運営に努めることを基本としてあります。政策的経費につきましては、実施計画に計上された事業の実施とし、また経常的経費につきましては市単独で実施している事業の見直しや補助金の削減により、前年度当初予算額を下回る額で見積もるなど施策の実現へ向けた努力が見られ、市長を初め理事者、そして各担当部局の御苦労を随所に感じるものであります。

一般会計予算の歳入ですが、歳入の根幹をなす市税は人口増等による増額が見込まれるものの、原油価格の高騰や経費の増大に影響を受ける法人市民税の減額が大きく、全体では0.1%の微増にとどまっております。これまでの収納の努力につきましては評価いたしますが、課税対象の的確な把握のもと、さらなる収納率の向上に努めていただきたいと思います。また国庫支出金や都支出金につきましては、国や都の動向を常に把握し各事業における財源の確保に当たってほしいと思います。

次に、歳出であります。

まず職員人件費におきまして、特別職等報酬及び管理職手当の削減や職員定数の見直しにより、全体で約1億6,000万円を減額されたことは評価したいと思います。

総務費では、緊急一時保護施設運営費補助金を計上し、DV——配偶者暴力に苦しむ方たちの安全確保に

努めていますが、今後はDVの抑止に寄与することを期待いたします。また市民会館につきましては、来年4月から指定管理者による管理運営に移行いたします。本年度の指定管理者の選定及び引き継ぎ等の手続は慎重にお願いをしたいと思います。

民生費では、(仮称)総合福祉センター建設事業における基本設計委託料等が計上されております。しかしながら建設を要望する多くの市民や団体から、さまざまな御意見が寄せられていることも伺っております。初めに建物ありきではなく、いま一度市側の基本的な考えも含め十分な検討をし、よい結果が導かれることを期待しています。

衛生費につきましては、母子健康診査事業費における妊婦健康診査の回数が2回から5回へふやされたことは大いに評価したいと思います。昨年1月に国が示した方針に従う形ではありますが、財政が厳しい中、子育て世代に対する大きな決断であったと考えます。

農林業費では、農業体験事業補助金や農業体験農園運営費補助金等が計上されております。引き続き体験農業の拡充に努めていただきたいと思います。

商工費につきましては、引き続き新・元気をさせ商店街事業補助金とイベント助成事業補助金を増額して計上していただきました。また商店街装飾灯の電気料及び改修費に対する補助は、疲弊した商店街にとっては大変ありがたい援助であります。

土木費では、都市計画道路3・4・26号線の道路築造工事が予定されております。東大和市の表玄関であります東大和市駅に隣接した道路でもあり、開通後に対する地域住民の期待はとて高いと聞いております。

消防費ですが、災害時の対策として市内でも自治会を中心とした自主防災組織が立ち上げられています。今回計上されました自主防災組織に対する防災器具の貸与は、目に見える形での援助として自主防災組織の組織率の向上につながるものと思います。

教育費では、学校図書館指導員の全校配置を評価いたしたいと思います。既に配置されている学校では、開館日、それから本の貸し出し冊数ともに倍増していると聞いております。子供たちの本離れが進んでいると言われる今、計画を前倒してまで進めたことを高く評価いたします。

次に特別会計ですが、国民健康保険事業特別会計は約19%の保険税の値上げが計上されております。保険税収入の低迷や医療費の増加により、常に一般会計からの多大な繰入金によって運営されてきたことは理解するところであります。また平成12年以降、7年間改定を行っていなかったことと一般会計からの繰入金を減額せざるを得なかったことは理解できます。しかしながら平成20年度は、制度改正による後期高齢者支援分が新設され負担が増加することが明らかであったにもかかわらず、改定に関する市民への周知が遅かったことは認めざるを得ない事実であると思います。今後は改定時期の適正化と周知の徹底を求めたいと思います。

最後になりますが、今後は財政の健全化を推進することが急務であると考えます。そのためには、まず東大和市の現状を市民に周知することに努めてほしいと思います。魅力あるまちづくりのために、さらに着実に施策を実現されることを要望し、平成20年度一般会計予算ほか6特別会計予算につきましては賛成討論とさせていただきます。

終わります。

〔11番 押本 修君 降壇〕

〔10番 小林知久君 登壇〕

○10番(小林知久君) 10番、小林知久です。政策の会を代表いたしまして討論いたします。

平成20年度東大和市一般会計及び国民健康保険事業特別会計に対し反対の立場から、その他の5特別会計に対し賛成の立場から討論いたします。

反対討論をしなければならないことに心から残念さを覚えます。国民健康保険税の大幅な増税を行い、福祉センターという箱物をつくる。そして建前や前例から離れられず、適切な歳出削減の方策もとれていない。こういった今回の予算書の現状では、反対を決断せざるを得ません。

私たち政策の会の2人は、過去4年間、尾又市長が提案されてきた予算案に対し賛成してまいりました。時には批判もさせていただきましたが、それでも不況に苦しむ市民に、たとえ厳しい財政事情であろうとも、できるだけ負担をかけまいとする市長のお考えには敬意を持っていました。財政調整基金の取り崩しや借入金などで、多少未来に負担を先送りしてでも不況下の市民とのクッション役を市行政が果たすのだという姿勢に、政策論としてはともかく基本的に共感し自分自身の考えを戒めたことさえありました。

しかしながら今回の予算策定で、尾又市長は考えをお変えになったようにお見受けしました。国民健康保険は住民にとってのセーフティネットです。退職後の高齢者の方々や仕事をやめてしまった若者、非正規雇用で生活をしのいでいるの方々、零細企業で社会保険に加入できないの方々など、最も社会的に厳しい状況に置かれている人々が、医療という命にかかわる緊急事態が起きた際のリスクを分担するための制度が国保です。安易に急激な負担増を求めている部分ではありません。

強制的であり選択権のない増税という手段を使つての歳入確保は、まして命にかかわる医療保険という施策での歳入確保は政治家にとっての最後の手段です。ここで歳入確保を図るくらいならば、もっとやれることはあるはずですが。住民に選択権がある施設利用の利用者負担部分での歳入確保や、命に直接かかわらない政策分野での歳出削減をまず徹底して行うべきなのです。その上で施策決定のタイミングとして、福祉センターの建設計画と同時期であることも憂慮いたします。

この財政の厳しい折の施設建設というのは、丁寧な合意形成を求められる繊細な施策です。であるのに要望していた市民団体からさえ疑問を呈される状況、さらには同じタイミングで増税の提案がされるというお粗末さ、これではセンターをつくったから税負担が重くなったと言われかねません。そういう状況に利用者を追い込もうとしているのかと勘ぐりたくなるほどです。市民に適切に説明し、利用者がいわれのない誤解を受けないよう丁寧に政策を実行することは、行政の義務であり政治の義務です。福祉の利用者という最も弱い立場に置かれた人々への人間としての配慮です。福祉の前進に喜んでみたものの、何か肩身が狭い思いをしながらセンターに通わなくてはいけない、そういった状況を招く可能性は1%でも排除する、それが行政として、政治家としての務めではないでしょうか。

今回は政策決定の手続、段取りとしても疑問が残るものでした。この手続論には他の会派の方も言及していますので、ここでは多くを述べません。ほぼ全議員が国保税値上げの議案に対して疑問を呈していること、現に議案が否決されたことで、その不適切さは言をまたないと感じます。これほど重要なことはあらかじめ余裕を見て決めていくという慎重な態度がもう少し必要だったのではないのでしょうか。

私は最初に国保税の値上げの提案を聞かされた際に、この大幅値上げの決断をするくらいならば、もっとほかにやれることはたくさんあるのではないだろうかと思いました。予算特別委員会でもその視点でさまざま伺いましたが、残念ながら従来どおりの手法から一歩も抜け出せていないようにお見受けしました。本当の意味での苦勞が伴う根っこからの見直しは、そっと避けたということではないのでしょうか。

行政の皆さんに聞きたいのですが、本当に心から危機感を持って歳出削減や施策の再構築を考えたでしょう

か。国保税の大幅値上げをする前に、皆さんの業務の範囲でやれることはもっとあったのではないのでしょうか。平成20年度予算を見渡してみても、暗たんたる気持ちでいっぱいです。将来展望が開ける気配は感じません。それどころか数年後の義務的経費の捻出にさえも目算があるようには見えません。特定の法人の業績に高い割合で法人税が依存する状況は祈るしかないのでしょうか。運営費の手当のめどが立たず施設建設を行うのでしょうか。あいている施設があるのに新しい施設を建てるのでしょうか。補助金の効果の検討もせずに一律削減でいいのでしょうか。焦って指定管理者制度を導入して行政財産を投げ売りするのでしょうか。満遍なく予算を削り、満遍なくじり貧な状態で施策を並べていいのでしょうか。終了させるものは終了させて、限りある資源を集中的に投入すべき必要はないのでしょうか。このままで行った場合の東大和市の数年後が不安に思えて仕方ありません。

今回尾又市長と行政側に厳しい言葉を並べ、一般会計に反対する以上、私たちも無責任な態度ではありたくないと考えています。そこで来年度以降とすべきと私たちが考える財政再建の手段について幾つか提言いたします。

正直に言えば、議員としては言葉にしたくない、市民の方々や行政の方々の反発を買うかもしれない内容を含んでいます。ですが、私たちはこのまま半端な市政運営を続けるくらいならば、どの提案もむしろ市民のためになると信念を持って申し上げる次第です。私たちの提言を来年度以降の議論の素材としていただきたいと思っています。

まず短期的、緊急避難的な施策を挙げます。

これは国保税の収入の減少や一般会計の補正財源とするために、平成20年度内ですぐさま実施決定できるものです。

一つ、保健センターの再移転の取りやめ。財政調整基金の保健センター分積み立ての転用と立野の予定地の売却による歳入確保が可能と考えます。

一つ、職員、特別職給与の一律削減。緊急避難的には議員歳費の一時的な削減も対象とすべきと考えます。

次に、2年程度で実行すべき施策です。構想に1年、実施準備に1年はかけるべきものです。

一つ、市民体育館の指定管理者への移行。ハミングホールの状況を見たいところではありますが、他市の状況や当市の体育施策の規模、受け皿団体の多様性を勘案すれば、本来ならば体育館の指定管理はハミングホールよりも先行してもよかつたくらいであると考えます。予算委員会の御答弁で、22年度からの実施を考えているとのこと。着実な実施が必要です。

一つ、集会所の地域団体での運営。市直営の場合の管理経費の半額程度で運営の打診をすべきと考えます。受け手がない場合、集会所は学校空き教室または市民センターに統合します。あいた施設は福祉団体などへ有償で貸し出すか売却します。

一つ、学童保育所の学校内への移設。すべての学童保育所は学校内に移設し、職員は防犯対応なども兼務してもらいます。あいた施設は集会所と同じように地域団体などへ有償貸し出しをするか売却します。

職員の職種別配置の導入及び事務系の嘱託員、臨時職員の減員、窓口業務の一本化など職務の種類での再編を行い、職員の得意分野を生かした配置もあわせ効率的な勤務環境を整備します。また部や課を超えた仕事の融通を通して、時期や時間帯に応じて余裕のできる現在の仕事量の不均一を是正し、個別職員の負担を最小化した上での市役所全体での人員減員を図るべきです。

次に、3年程度で実行すべき施策です。住民の合意形成や企画立案など、すぐさま準備開始をしても時間が

かかるもの、もしくは十分な激変緩和措置をとるべきものです。

一つ、小学校2校の整理、廃止。三小と六小、七小と九小は統合すべきと考えます。やはり同級生が少ないというのは子供の未来に大きな影響があると感じます。安全管理の面でも集約する効果は高いですし、節減できた運営費を先生の増員など、時代に対応した施策に回すことも可能になります。この施策は議員として最も口にしたくない部分です。三、六、七、九という具体名を私と関野があえて挙げたことを、その点が私たちの責任感であると御理解ください。

一つ、公民館、地区会館、福祉施設の学校内への移設。小学校の整理や学童保育所の学校内移設とあわせ学校施設を最大限活用する視点です。耐震補修工事など大きな経費を投入する学校校舎は、すべての市民が利用できるコミュニティーの核とすべきであり、地域住民が学校に出入りしさまざまな活動する空気は、必ずや子供たちの教育に効果があると考えます。また学校が整理され校舎が丸ごとあけば、そこは福祉からコミュニティー、果ては商工業振興策にも活用できるさまざまな施策の拠点とできます。特に三、六学区と七、九学区は周辺施設が老朽化してきている現状もあり統合効果は大きいと考えます。

一つ、福祉センターの中央公民館との統合。本当の意味でのノーマライゼーションを考えたとき、他の住民施設と福祉施設は別の建物である必要はないと考えます。特に福祉利用者の社会参加と自立支援は生涯学習事業と非常に相性がよく、公民館利用者の方々の高い意識とノウハウが福祉の利用者の方々の大きな助けになり、東大和市の福祉を一段高いステージに押し上げていただけると心から期待できます。喫茶や集会所機能の効率も高まると考えます。あわせて言えば、老朽化し近い将来建て替えが必要な中央公民館ですから、潜在的な負担が解消されます。かつ、もともとの市の所有地であれば、土地取得のための資金、起債も必要ありません。さらにこの場所であれば社会福祉協議会と共同での施設建設も可能と考えます。

一つ、保健所建設予定地跡地の東京都への返還。土地を東京都に返還し購入額の返還を受けるか、民間に売却した上で差額を都に返還する。どちらも可能です。東京都は損をするわけではありません。市の状況を伝えれば予定の変更は理解されるはずで。起債額を減らし数年後から始まる償還額、未来の義務的経費を少しでも減らしましょう。

一つ、小平・村山・大和衛生組合への分担金の縮減。焼却炉の施設更新での対応で、現状の分担金の規模は必要なくなりました。リサイクルセンターなどの予定もあるにはありますが、その建設費はその時点での起債が可能です。2市に理解を求め、恠性での分担金は縮減を図るべきです。

以上、固定経費を減らすという視点でさまざまな御提案をさせていただきました。この東大和市政で長年の懸案事項だったことも多いかと思えます。たくさんあるように見えますが、その根底にある考え方は共通しています。つまり市長、勇氣ある政治決断をしませんか、ということです。国保税の19%値上げを決断できるのなら、断腸の思いと言うのなら、私たちが御提案する政策は幾らでも実行可能です。何ら恐れる必要はありません。言い出した者が市民の恨みを買うのなら、その役割は私たちも引き受けます。もしも市長が私たちの御提案した政策を実行し非難されたならば、私たちは市長の盾となることもできます。あいつらが言い出したからやむを得ずやっとなと、その責任を転嫁していただい一向に構いません。ですが、私は根本的な非難があるとは思っていません。御提案した政策は、それぞれよく検討していただければ未来へつながらる明るい側面を持ち合わせているからです。決して財政のためだけの御提案ではありません。現状のままの施策体系では、この東大和市がじり貧になっていってしまうことを、議会の皆さんはもちろん住民の方々も薄々感じています。その閉塞感を突破し住民へメッセージを送らなくてははいけません。

最近、市民が以前よりこの東大和市の現状の財政の厳しさを認識してきていると感じます。私が当選した5年前より今のほうがはるかに住民理解は進んでいます。これはある意味ではドラスティックな財政再建を避けて施策を小出しに行い、徐々にではありますが確実に浸透度を高めてきた市長の功績かもしれません。だからこそこのタイミングでの政策選択を誤ってほしくはありません。やるべきは強制的な政策である増税ではなく、それぞれの効果を薄めてしまう一律削減ではありません。一切の既得権を等しくゼロベースで考え直し、見直していく施策体系の再構築です。そしてそれには市長の決断しかないのです。

私たちは今回一般会計の予算案に反対するという決断をいたしました。これは現在の東大和市のじり貧の状況をとめたいからです。市長を初め行政職員の日常の御努力を全否定するものではありませんが、もうそれぞれが過去の論理にこだわれる局面でもありません。そのことを身をもって伝えたく私たちは決断しました。東大和市をよりよいものにしたいという思いが、住民のためになりたいという思いが皆さんの原点にあるはずで、その原点の思いを実現するために、本当に恐れるべきは何でしょうか。目先の批判ではありません。変えることの手間ではありません。本当に恐れるべきは、皆さんがためらっているうちに市民があきらめてしまうことです。私は良識ある市民が東大和市をあきらめてしまうことを心の底から恐れます。そんな事態にならないよう、それぞれがそれぞれの立場でできる限り闘ってください。恐れず、たゆまず、ぎりぎりまで不断の努力をしてください。そういった努力をしてくれるならば、私は精いっぱい皆さんを応援します。

私たち政策の会の御提案を御検討いただき、最小の市民負担で健全財政に転換する一步としていただくことを期待し、そして来年度以降再び皆さんと未来を見据えた対話ができるようになることを望み、討論いたします。

〔10番 小林知久君 降壇〕

〔4番 粕谷久美子君 登壇〕

○4番（粕谷久美子君） 4番、粕谷久美子です。平成20年度東大和市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計、土地区画整理事業特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

市の財政運営において市民が関心を持つこと、求めるものは、みずからが納税したものがどのように使われ活用されていくのか、流れを明らかにしてほしいということです。財政難であればあるほど、適切な税金の運用をしていることを市民に理解を得られるよう説明していくことが必要であります。市民に伝えているとしても、理解してもらわなければ説明したとは言えないのではないのでしょうか。

市長は財政に関し黒字であると市民に訴え続けてきました。また昨年10月3日付の予算編成方針においても、平成18年の決算では実質収支が7億8,200万円の黒字として記されていましたが、現実には厳しい一般会計の現状だった。今回一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出していたものが出せず、市民の負担と提案されたことは、自営業者、農業者、非正規雇用の人たち、高齢者などの負担増だけではなく、未加入者、未払い者がふえることが予想されます。これでは病気になっても安心して治療が受けられません。多数の市民の声は聞かれたのでしょうか。市民から寄せられる声を聞くと、今回のような急激な展開で市民負担を求めていくことはできないはずです。

また事業では、補助金についての見直しを一律20%の削減としましたが、しかしさまざまな補助団体がある中で、どこに比重を置き、削減するしないの判断をしたのか、何を適正と判断して削減したのか、補助団体に説明を明確にしていかなければ納得できないことです。従来どおり受けた側も削減された側も釈然としません。また慣例で行っている事業に対し、例えばふれあい運動会など参加者数が減っているにもかかわらず、従来ど

おりの予算が計上され危機感が感じられません。市が受けている助成金、環境問題や子供の育成に対してのものなど有効に利用していきたいものです。財政の厳しいときだからこそ、目的に沿った利用を十分検討すべきです。

国民健康保険特別会計については、市民負担をできるだけ軽減したいという市民の考えから見直しをしないままに7年据え置かれてきました。そして今市財政が厳しいからと、市民に説明がないまま短期間で急激に市民負担を求める結果につながっていくことに賛成できないものです。厚生文教委員会の結果も踏まえ、市長はこのことを重く受けとめていくべきです。

土地区画整理事業特別会計予算については、19年度不適切な事業が発覚し、その後議会からの提案を受け、20年度において交渉をどのように進めていくのか経過を見ていきたいと考えます。

以上をもって討論といたします。

[4 番 粕谷久美子君 降壇]

[5 番 長瀬りつ君 登壇]

○5番(長瀬りつ君) 5番、長瀬りつです。平成20年度一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

初めに一般会計についてですが、毎年のように予算編成時には多額の財源不足が示され、経費節減の努力をされてきたにもかかわらず、財政の緩衝材ともいえる基金がなくなってくると、毎年の市の歳入の変化はダイレクトに市の施策に影響を与えます。つまり市民生活の危機といえるのです。市長は安定的な運営をするための基金が底を尽きそうになってから、基金に頼らない財政運営をするんだとか、筋肉質の財政にするんだとかおっしゃってきましたが、急に筋肉質などになれるはずもありません。基金が尽きるということは、財政破綻のまちとしての前段階に踏み込んだということであり、黒字だから大丈夫だというのはデマだったということになります。

また予算編成方針で示されたとされる補助金の一律20%削減についても、実施する団体としない団体が後から出てきたり、市長の裁量だというにしては余りにお粗末です。補助金のすべてをゼロベースにして見直しをし、補助金の効率的な運営を市民に示すべきです。説明にならない説明を繰り返しているのは、もういいかげんにしてほしいと思います。

また地方から流入した人口で支えられてきた都市は、今後団塊世代の高齢化により地域の高齢化が進み、この高齢化がもたらす財政負担は地方よりも都市のほうが大きくなる可能性が指摘されています。地方財政の構造変化への対応のおくれは、福祉や医療を支える扶助費の増加となってあらわれてきます。幾ばくかの扶助費を削ってみたところで財政再建の見通しなど立つはずもありません。暮らしに直結した政治の形というのは、そこに住む住民がつくり上げていくものです。しかし行政が説明責任を果たさず情報開示も十分に行われない今の市政運営は、地方自治の本旨とはほど遠いものになっており到底認めることはできません。

国民健康保険事業特別会計については、この制度が持つ構造的な矛盾により赤字が生み出され、一般会計がむしばまれているのは何も今に始まったことではありません。またこの赤字が生み出される要因は制度設計の矛盾にあるため、市が独自に解決することはほぼ不可能といえます。だからといって国の責任だけを市長のように言い募っていても、制度を変えることも赤字を解消することもできません。しかし赤字を放置することはできませんので、だれがこの赤字を負担するのかといえば市の一般会計、すなわち国保とは関係のない人々を含めたすべての住民が穴埋めの経費を負担するということになります。このようなことは今さら説明すること

でもなく当然にわかっていたことですし、際限のない繰り入れは許されるものではないので、年ごとに市民に状況をきちんと知らせる、国保税の収納率を上げる努力をする、医療費を抑えるためにはどうすればいいかを真剣に考え取り組む、税率の改定には広く市民の意見を聞き、理解をいただいて極端な負担増にはしないなど市の努力が必要です。今回の国保税の改定は明らかに市民への説明不足、市民不在のやり方で到底賛成できるものではありません。7年間放置してきた市長の責任は重大だと思えます。

土地区画整理事業特別会計については、保留地の処分と移転補償交渉を見通しを立てて行い、昨年のような不祥事が起きないように徹底した進行管理をお願いしたいと思います。

後期高齢者医療特別会計については、この4月15日の年金支給日には平均して1万円を超える額が天引きされ、事情を知らない高齢者はびつくりされることと思えます。それぐらい周知と理解がされていません。また高齢者にとって公的年金は生活の原資でもあります。そこから天引きするというやり方は、年金受給者の生活が成り立たなくなるケースも出てきます。またこの高齢者医療制度は、医療費抑制が最優先され、診療報酬の定額制による高齢者の差別医療が始まります。保険料を滞納すれば、これまでの老人医療にはなかった制裁措置があります。保育料や住民税の滞納に対する制裁はないのに、なぜ老人だけに——老人いじめと言われるゆえんです。老人福祉の考え方を完全に否定したこのような制度に賛成するわけにはいきません。

以上、反対討論とします。

[5 番 長瀬りつ君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第8号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第9号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第10号議案 平成20年度東大和市老人保健特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第11号議案 平成20年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第12号議案 平成20年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時26分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 第20号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（佐村明美君） 日程第20 第20号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第20号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与制度につきましては、成績主義と職務給の原則に従い運用しているところであります。しかし国、東京都におきましては職責、能力、業績をより一層反映するため給与構造の見直しを行ったところであります。当市におきましても給与構造の見直しを行うに当たりまして東京都に準拠した給与制度に移行しますことから、東大和市職員の給与に関する条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

主な改正内容といたしましては、給与の1号給の昇給幅を4分割し、昇給月を年1回の4月にするものであります。

給料表につきましても、東京都の給料表に準拠するものであります。

移行方法につきましては、東京都の給与制度に準拠しますことから、地域手当支給率を現行の12%から東京都と同じ14.5%とし、現行の給料表をマイナス2.3%引き下げます。

次に、号給間差額を4分割し、これまでの1号給を昇給時期による経過期間ごとに平成20年4月1日から1年間の昇給額を割り振り、四つの号給に分割します。この4分割した号給を東京都の給料表の同額または直近上位に格付け、昇給月を4月に統一いたします。

また、東京都の給料表への移行に伴いまして給与の水準が下がりますことから、新給料表の職務の級の最高号給を超えている場合がありますので、暫定給料表を平成27年3月31日まで設けるものであります。

そのほかの改正といたしまして、特殊勤務手当のうち年末年始手当を廃止し、社会福祉業務手当の月額3,300円を月額200円の支給に改めるものであります。

また今回の市議会定例会におきまして、東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の全部改正を御提案させていただいておりますことから、この全部改正に伴います休暇の減額免除の規定を設けること及び勤務を要しない日を週休日に改めるなどの改正を行うものであります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

第5条第4項から第7項までを次のように改めるものであります。第4項は、職員の昇給は、毎年4月1日に行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者が別に定める日に昇給を行うことができるものとするものであります。

第5項は、前項の規定により行う昇給の号給数は、12月間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、規則で定める基準に従い決定するものとするものであります。

第6項は、第4項の規定にかかわらず、職員が58歳に達した日以後最初の3月31日を超えて在職する場合は、

当該3月31日の翌日以後昇給させることができない。ただし、任命権者が特に必要があると認めるときは、この限りでないとするものであります。

第7項は、職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができないとするものであります。

第5条第8項につきましては、「第4項、第5項及び第6項ただし書に規定する」を「職員の」に改めるものであります。

第6条第2項につきましては、「休日」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」に改めるものであります。

第7条第3項につきましては、「勤務を要しない日」を「週休日（東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例（平成20年条例第 号。以下「勤務時間条例」という。）第4条及び第5条に規定する週休日という。以下同じ。）」に改めるものであります。

第9条の3第2項につきましては「100分の12」を「100分の14.5」に改めるもので、これは地域手当の支給率を改正するものであります。

第11条につきましては、「その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか」を「休日（勤務時間条例第11条及び第12条第2項に規定する休日並びに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第15条から第17条までに規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇（生理休暇にあつては、規則で定める日数を限度とする。）を承認され、勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き」に改めるもので、これは職員が勤務しない休日、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇について給与を減額しないことを規定するものであります。

第12条第2項につきましては「第13条第2項」を「第13条」に改めるもので、これは第13条の休日勤務手当の規定を改正することによるものであります。

第12条の2につきましては、「東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例（昭和32年条例第9号。以下「休暇条例」という。）第3条に規定する勤務を要しない日」を「週休日」に改めるものであります。

第12条の3につきましては、「休暇条例第15条第1項の規定により勤務を要しない日を他の日に振り替えて勤務することを命ぜられたことにより当該勤務することを命ぜられた日に正規の勤務時間を割り振られた職員で、当該割り振られた正規の勤務時間に勤務することを命ぜられたことにより休暇条例第2条」を「勤務時間条例第5条の規定により週休日を他の日に振り替えて勤務することを命ぜられた職員で、当該勤務することを命ぜられた日に割り振られた正規の勤務時間を勤務することにより、勤務時間条例第2条」に改めるもので、これは勤務時間条例の全部改正に伴い、引用しております条項の改正と文言の整理をしたものであります。

続きまして、第13条を次のように改めるものであります。

「（休日勤務手当）第13条 休日の勤務として正規の勤務時間中勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日勤務手当として支給する。ただし、勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日に勤務しなかつた場合又は同条第3項の規定により他の日の正規の勤務時間のうち4時間について勤務しなかつた場合は、休日勤務手当は、支給しない。」とするものであります。

第15条につきましては「1週間当たりの勤務時間」を「1週間の正規の勤務時間」に、「休暇条例第7条に

規定する休日の勤務時間数を「休日に割り振られた正規の勤務時間の総数」に改めるもので、これは勤務1時間当たりの給与額の算出方法に関する規定の文言を整理するものであります。

第16条の3第1項につきましては、「休暇条例第3条に規定する勤務を要しない日又は休暇条例第7条に規定する休日」を「週休日又は休日」に改め、同項ただし書きを、「ただし、勤務時間条例第5条の規定により他の日に振り替えられた週休日に勤務しなかつた場合若しくは同条の規定により他の日の正規の勤務時間のうち4時間について勤務しなかつた場合又は勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日に勤務しなかつた場合若しくは同条第3項の規定により他の日の正規の勤務時間のうち4時間について勤務しなかつた場合は、管理職員特別勤務手当は、支給しない。」と改めるものであります。

続きまして、別表第1は行政職給料表（1）を改めるものであります。表中の1級と2級が主事、3級が主任、4級が係長、5級が課長、6級が部長の職務の級として規則で定める予定であります。

次に、別表第2は行政職給料表（2）を改めるものであります。表中の1級が技能主事、2級が技能主任の職務の級とし規則で定める予定であります。

次に、別表第3の社会福祉業務手当の項中「月額」を「日額」に、「3,300円」を「200円」に改め、同表の年未年始勤務手当の項を削るものであります。

次に、別表第4中「7級」を「6級」に、「6級」を「5級」に、「5級」を「4級」に、「4級」を「3級」に、「3級」を「2級」に改めるものであります。

附則について御説明申し上げます。

附則第1項は、条例の施行日を平成20年4月1日とするものであります。

附則第2項は、旧給料表から新給料表への切りかえの規定であります。

附則第3項は、旧給料表から新給料表への切りかえのときに、新給料表の最高号給を超えているものの新暫定給料表への切りかえ規定と新暫定給料表の期間を平成27年3月31日とする規定であります。

附則第4項は、旧暫定給料表から新暫定給料表への切りかえの規定であります。

附則第5項は、新暫定給料表の最高号給に達した場合は昇給させない規定であります。

附則第6項は、新給料表または新暫定給料表から昇格等で該当する号給がない場合の取り扱いの規定であります。

附則第7項は、新暫定給料表の期間であります。平成27年3月31日を超えて在職する新暫定給料表の適用を受けている職員の給料月額を定めるための規定であります。

続きまして、附則別表について御説明申し上げます。

附則別表第1は、行政職給料表（1）の旧給料表から新給料表への切りかえ表であります。

附則別表第2は、行政職給料表（2）の旧給料表から新給料表への切りかえ表であります。

附則別表第3は、行政職給料表（1）の新暫定給料表であります。

附則別表第4は、行政職給料表（2）の新暫定給料表であります。

附則別表第5は、行政職給料表（1）の旧給料表から新暫定給料表への切りかえ表であります。

附則別表第6は、行政職給料表（2）の旧給料表から新暫定給料表への切りかえ表であります。

附則別表第7は、行政職給料表（1）の旧暫定給料表から新暫定給料表への切りかえ表であります。

附則別表第8は、行政職給料表（2）の旧暫定給料表から新暫定給料表への切りかえ表であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小飯塚謙一君 降壇]

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（西川洋一君） まず一つ目は、毎回こういう職員の件に対して職員組合との合意がどうなっているかということを知っています。今回その説明がなかったようですけども、それがどうなっているか。

それからいろいろ説明されましたが、結局給与の構造を都に準拠した方向に変えていくということですけども、本来その職場に働く労働者の賃金というのは、その使用者と、及びそこに働く人たちとの交渉によって決まるべきものというふうには私は理解しております。そういう点から外部からの圧力によって決めていったという説明になりますと、これはいかなるものかというふうに思いますので、その点はいかがか。

それから暫定給料表をつくって、平成27年まで暫定というふうに言っていましたので、これは現在いる人はそのときまでほぼ給料は現状のままという意味合いでしょうか。それを過ぎたら新給料表に基づくものになって賃金は全体として下がる、今の説明の中でも給料は下がると言っていましたので、下がるということだと思いますが、そこでお聞きしたいんですけども、どの程度生涯賃金としては下がるのか——新しく今の時点で入った人が生涯もらえるべき賃金は現在の給料表の場合には幾らで、今度の変わる給料表になった場合には幾らになるのか、その差額が幾らか、こういうことですね。それからそれぞれの年代があると思うんですけども、適切な年齢をとっていただきまして、それぞれの事例で、こういう人の場合には生涯賃金がどうなる、その点の金額についてお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（渡辺和之君） 4点御質問いただきました。

まず1点目の、組合との合意形成の問題です。これにつきましては昨年の8月23日に協議書を提示しました。1月17日に同意をいただきましたけども、その間何度となく団体交渉並びに事務折衝を行ってまいりました。お互いに組合の意見を十分尊重しましてお聞きし、一番問題になったのが、今回主任層という部分の層が一番厚いんですが、ここの部分で3番の暫定のお話ともちょっとかみ合いますけども、東京都の給料表に移行しますと頭打ちが早いんですね。市の給料表ですとかなりまだ先がある状況なんですけども、この辺でいろいろと交渉を重ねまして、市としましては主任層についてはいきなり都給に移行するのではなくて、ある程度暫定の給料表を使用して激変を防ぐというふうなことでですね、組合も合意をしていただきました。

2点目の外部からの圧力云々の問題ですが、この都給への移行につきましては前々からの懸案事項になっています。特に国、東京都につきましては18年4月1日からこの給与構造改革をしておりますけれども、特に当市は退職手当組合に加入しております、11市加入しているんですが、既に東大和市を除いた10市につきましては東京都の給料表に移行しています。当市だけ独自の給料表を使ってきましたけども、いろいろと他市の状況も踏まえましてですね、市として都給への移行を踏み切ったと、こういうことです。

3点目の平成27年まで暫定給料表を使うということですが、これは先ほど申し上げましたけども、当初ですね、市としては暫定給料表もやむを得ないだろうと。ただし暫定といっても5年が精いっぱいでしょうという提示をしました。しかし組合から強い意思表示がありまして、5年ではなくてもう少し考えてほしいということで、市長も7年間ということはどうでしょうかというお話をし、合意をいただきました。

4点目の生涯賃金の関係につきましては、担当の副参事のほうからお答えをさせていただきます。

○総務部副参事（溝呂木公一君） 最後の御質問の生涯賃金の話でございますけど、一応主任をベースに御説明をさせていただきます。主任は大多数といえますか、役職のうちの係長、課長、部長の中の管理的な部分では

ない主任の3級の生涯賃金について御説明をいたします。まず22歳で1類の試験と申しますけど、大卒程度でございますけど、これで入職いたしまして37歳で主任になる。60歳で退職する。一応38年間ぐらいですけども、新しい給料表でいきますと生涯賃金が2億2,900万円程度、現行の給料表でいきますと2億3,681万円程度で、およそ690万円ぐらいの生涯賃金の差になります。

先ほど在職者ということで御説明をさせていただきますけども、今回45歳で主任で切りかえしたといたしますと、生涯賃金でおよそ480万円ぐらいの差が出ます。マイナスになるということですね。50歳で切りかえしますと85万円ぐらいのマイナスになります。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 職員組合と熱心に議論して到達した合意であるということなんで、それは尊重したいと思います。

ところで市長、今対等に交渉した場合が普通なんですけども、今公務員は基本的人権の一部である労働基本権の一部が剥奪されております。そういうもとでの合意ということにもなるわけです。この点について市長としてはどう考えておられるか。

それからまた、私は職員の賃金が、人件費が高いからどんどん減らせという立場にどうしてもくみできません。やはり職員もきちんとした生活をしてこそ安定した職務ができるということになると思います。そうした点でみずからの労働条件はみずからの力で、きちんとした対等の場で、対等の立場で交渉に当たる、そういう権限を、力を持っていなければならないはずで、ところがストライキ権は剥奪されております。こうしたことから、本当に対等な立場で議論できているのかどうか非常に疑問に思っているところです。その点の見解と今後についてもお聞かせください。

○市長（尾又正則君） 今西川議員のほうから労働基本権の一部剥奪、スト権でありますね。これは戦後スト権というのは廃止されたわけでありまして、その意味では公務員労働者は重要な権利を失ったともいえます。しかしながら当市においては、歴史的に歴代の市長通して常に職員との、同じ目線でもって議論し職員の権利、生活を守っているというふうには私は認識をしております。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第20号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の議事日程に第36号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を追加し、直ちに議題に供したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

議事日程第9号追加の1 第36号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第5号）

○議長（佐村明美君） 議事日程第9号追加の1 第36号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第36号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

電算プログラム修正等業務委託につきまして、翌年度に繰り越して使用する必要があるため御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、繰越明許費で新たに設定するものであります。

次に、2ページの第1表繰越明許費であります。内容は第1款総務費、第1項総務管理費で、事業名は電算プログラム修正等業務委託で金額は8,589万円であります。これは電算プログラム修正等業務委託として、国民健康保険税において医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3区分化等の修正や国民健康保険税の特別徴収を行うため委託契約を締結していたものでありましたが、修正作業の途中で国から示された制度改正の内容にたびたび変更が生じるなどにより年度内での修正が不可能となったため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

以上であります。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○5番（長瀬りつ君） 国からの制度改正がたびたびあって作業がおくれているということですが、このプログラム修正の契約は、これ2本ですよ。2本でいいんですね。12月12日と1月11日に契約をされていて、片方は2カ月で終わる予定、片方は3カ月で終わる予定——3月31日までで終わるという見通しのもとに契約をされたんですね。その理由というのが、単に国からの制度改正がたびたびあったからおくれたというだけのこ

となんです。ほかに理由等はなかったのかどうか。

それからこの3月3日に、このプログラムの修正については減額補正をされていますよね。その減額補正をされた額が1億1,748万4,000円というふうになっていますが、今回繰越明許される金額が8,589万円というふうになっていますけれども、この金額の差について教えてください。

○保険年金課長（関口順孝君） 国からのたび重なるいろいろなQ&Aとかですね、それは各自治体が出しているものですが、それから国からのいろいろな追加情報とか、それから凍結というようなこともありまして、契約後にですね、ある程度は想定したものもあるんですが、そのところはある程度方針とか概要が出るだけできちんとした具体的な形で示されておりませんので、そのたびごとにQ&Aが出たりするとそれを検証したりとか、そういうふうなことをする中でですね、どうしても頑張ったけどもできなかったということがございます。

それから先ほどの補正予算の関係でございますが、3月に2,850万円の減額をしております。最終的に現在予算現額としましては1億633万2,000円があるわけですが、最終的にこの繰越明許を含めまして、支出額としますと残金は451万8,000円になります。

以上でございます。

○5番（長瀬りつ君） 健康保険法は18年の6月に改正になっていて、20年度、つまり4月1日からこの事業を始めなければいけないわけですね。それが4月1日以降にまでプログラムの修正がかかるということですが、一体これいつ終わるのか、それとその影響は出てこないのかどうかね、その辺についても伺いたいと思います。

○市民部長（北田和雄君） 今回プログラム修正を延長した場合の影響——いつ終わるかということですが、業者のほうと打ち合わせを何回かここでしております。その中では幾つかのプログラムは複合的に入っておりますので、一律では言えませんが、早いものですと4月30日には検証まで終わると。一番かかってしまうもので、最終的には5月30日になれば完全なもの、検証も含めて完全に終わると。

今回のプログラム修正の大きな基本的な中身は、税の賦課にかかわる関係のもので、国民健康保険税の賦課というのは、毎年6月に市民税の賦課を決定しますので、それを受けた後、国民健康保険税の賦課をしますので、5月いっぱいには検証も含めてすべて完了してしまえば実際の業務には支障は出ません。

以上でございます。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第36号議案 平成19年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 議第1号議案 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書

○議長（佐村明美君） 日程第21 議第1号議案 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第1号議案 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 議第2号議案 在沖縄米海兵隊員による性的暴力事件に抗議し、再発防止のための抜本的対策を求める決議

○議長（佐村明美君） 日程第22 議第2号議案 在沖縄米海兵隊員による性的暴力事件に抗議し、再発防止のための抜本的対策を求める決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第2号議案 在沖縄米海兵隊員による性的暴力事件に抗議し、再発防止のための抜本的対策を求める決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 議第3号議案 嫡出推定に関する民法改正とさらなる運用見直しを求める意見書

○議長（佐村明美君） 日程第23 議第3号議案 嫡出推定に関する民法改正とさらなる運用見直しを求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第3号議案 嫡出推定に関する民法改正とさらなる運用見直しを求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 議第4号議案 東大和市議会広報委員会設置規程

○議長（佐村明美君） 日程第24 議第4号議案 東大和市議会広報委員会設置規程、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第4号議案 東大和市議会広報委員会設置規程、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

なお、議会広報委員会の正副委員長及び委員については、現在の議会報編集委員会の正副委員長及び委員を充てたいと思いますので、御了解願います。

日程第25 議員派遣について

○議長（佐村明美君） 日程第25 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則155条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのお諮り閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（佐村明美君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成20年第1回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時 3分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 村 明 美

副 議 長 石 川 庄 太 郎

署 名 議 員 粕 谷 洋 右

署 名 議 員 下 条 学